

# 金城大学短期大学部学則

学校法人 金城学園

第一章	総 則	(第 1 条 )
第二章	学科、学生定員および修業年限	(第 2 条 ~ 第 3 条)
第三章	学年、学期および休業日	(第 4 条 ~ 第 7 条)
第四章	教 育 課 程	(第 8 条 )
第五章	履修の方法、成績の評価、課程修了の認定および卒業	(第 10 条 ~ 第 24 条)
第六章	入学、退学、転学および休学	(第 25 条 ~ 第 40 条)
第七章	授業料、入学料、その他の費用	(第 41 条 ~ 第 46 条)
第八章	教 職 員 組 織	(第 47 条 ~ 第 48 条)
第九章	教 授 会	(第 49 条 ~ 第 54 条)
第十章	専 攻 科	(第 55 条 ~ 第 63 条)
第十章の二	留学生別科	(第 63 条の 2 ~ 第 63 条の 9)
第十一章	科目等履修生および外国人留学生	(第 64 条 ~ 第 65 条)
第十二章	賞 罰	(第 66 条 ~ 第 67 条)
第十三章	大学の社会開放及び国際交流	(第 68 条 )
第十四章	図 書 館	(第 69 条 )
第十五章	厚生補導施設	(第 70 条 ~ 第 71 条)

# 金城大学短期大学部学則

## 第一章 総 則

### (目的および使命)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神を基本理念として、専門的な知識技能を修得させ、円満な人格と豊かな情操を養い、もって社会に貢献できる心身ともに健全なる人物を養成し、併せて有能な職業人としての資質を養うことを目的とする。

### (目的達成と評価及び公表)

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、教育研究活動等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受け、その結果を公表するものとする。

3 前項の点検及び評価に関する事項とその結果公表の実施体制等については、別に定める。

### (教育研究活動状況の公表)

第1条の3 本学は教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって、情報を公表するものとする。

2 前項の公表を行うにあたっての実施体制等については、別に定める。

### (教育内容等の改善)

第1条の4 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための組織を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の組織については別に定める。

## 第二章 学科、学生定員および修業年限

### (学科および学生定員)

第2条 本学において設置する学科および、その学生定員は次のとおりとする。

幼児教育学科	入学定員	150名	収容定員	300名
美術学科	入学定員	65名	収容定員	130名
ビジネス実務学科	入学定員	135名	収容定員	270名

### (学科の目的)

第2条の2 前項に定める学科の人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的は、第1条に示された目的及び使命に基づき、次の各項に定めるとおりとする。

2 幼児教育学科は、幼児教育における高い専門性を身につけると同時に、幅広い教養と社会性を兼ね備えた保育者の育成に努め、社会の要請に応え得る人材の輩出を目的とする。

3 美術学科は、美術造形教育により芸術文化創造の一翼を担い得る能力と、健全な社会人としての能力を備えた人間の育成を目的とする。

4 ビジネス実務学科は、幅広い教養と社会性及びビジネスの実務に関する専門性を身につけ、キャリア形成に関する高い意識をもって変化する社会に対応し、地域に貢献できる人間の育成を目的とする。

### (修業年限および在学年限)

第3条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は4年をこえて在学することはできない。

### 第三章 学年、学期および休業日

(学年)

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は臨時に各学期の開始日及び終了日を変更することができる。

(休業日)

第6条 本学における休業日を次のとおり定める。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

学園創立記念日 11月4日

2 春季・夏季・冬季の休業日については、年度ごとに学長が定める。

3 第1項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け、または休業日を変更することができる。

(授業日時数)

第7条 授業日時数は、試験等の日時を含め、年間35週を下らないものとする。

### 第四章 教育課程

(開設授業科目および単位数)

第8条 本学において開設する授業科目およびその単位数は、別表1のとおりとする。

第9条 (削除)

### 第五章 履修の方法、成績の評価、課程修了の認定及び卒業

(履修の方法)

第10条 本学において開設する授業科目は、これを必修および選択科目とし、履修の方法については本学則に定めるものの他、別に定める。

(履修すべき科目の登録)

第11条 学生は、毎学期の当初に当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。ただし、集中授業など学期当初に登録できないものについてはこの限りでない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を修得することはできない。

(履修科目の登録の上限)

第11条の2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1年間又は1学期に履修科目として登録することができる 単位数の上限を別に定めるものとする。

(単位の授与)

第12条 各授業科目の履修を修了した者には認定のうえ単位を与える。

2 単位認定の方法は、試験、論文などの方法によるものとし、その方法については各授業科目の担当者

がこれを定める。

(試験の時期)

第13条 試験等の時期は、原則として学期末または学年末とする。ただし各授業科目の担当者が必要と認めるときは臨時に行う事ができる。

(試験等の受験資格)

第14条 当該授業科目の履修について指定期間に登録していない者は、試験を受けることはできない。

(再試験、追試験)

第15条 病気等、やむを得ない事情により試験等を受験できなかったと学長が認めた者は、再試験又は追試験を受けることができる。

(成績の評価)

第16条 成績の評価は、秀、優、良、可、不可をもって表わし、可以上を合格とする。

(授業の方法)

第17条 授業は講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

4 第2項の授業により与えることができる単位数は、30単位を超えないものとする。

(単位の計算方法)

第17条の2 単位の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習又は実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 前3号の規定にかかわらず、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(卒業の要件)

第18条 本学を卒業するには、2年以上在学して、かつ、次の第1号から第2号まで及び学科ごとに定める要件を満たして、64単位以上を修得しなければならない。

- (1) 基礎教育科目から12単位以上
- (2) 専門教育科目から52単位以上

2 学科ごとに定める卒業要件は、別表1及び別に定める履修規程のとおりとする。

3 特例科目の修得単位については、3単位を超えない範囲で第1項の基礎教育科目の単位を修得したものとみなすことができる。

(資格の取得)

第19条 教育職員免許状を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法の規定により、所定の単位を修得しなければならない。

- 2 幼児教育学科において幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は教育職員免許法に定める単位を修得しなければならない。
- 3 幼児教育学科において保育士の資格を取得しようとする者は児童福祉法に定める単位を修得しなければならない。
- 4 前3項以外の資格及びその履修方法については別に定める。

(課程の修了の認定及び卒業)

第20条 本学に2年以上在学し、第18条に定める単位を修得した者について、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

- 2 前項の規定により卒業した者には、短期大学士の学位を授与する。
- 3 前項に関して必要な事項については別に定める。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修)

第21条 本学は教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について、修得した単位を30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。

- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合修得したものとみなすことのできる単位は前項及び第22条第2項の単位と合わせて30単位を超えないものとする。
- 3 前2項の実施に関して必要な事項については別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第22条 本学は教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与える。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項および第2項により修得したものとみなした単位数を合わせて30単位を超えないものとする。
- 3 前2項の実施に関して必要な事項については別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第23条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。

- 2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与える。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。この場合において第22条第2項により本学において修得したものとみなす単位数を合わせるときは、45単位を超えないものとする。

第24条 (削除)

## 第六章 入学、退学、転学及び休学

(入学の時期)

第25条 入学の時期は原則として毎学期の始めとする。

(入学することのできる者)

第26条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学において実施する入学者選抜試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずるもので文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が基準を満たす者に限り）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上に学力があると認められた者

（入学者の選抜）

第27条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料30,000円を添えて提出しなければならない。ただし、大学入学共通テストを利用する入学者選抜の入学検定料は、16,000円とする。

- 2 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については別に定める。
- 3 入学志願者については、別に定めるところにより選抜を行う。

（再入学）

第28条 本学を退学した者が退学後2年以内に再入学を希望するときは、欠員のある場合に限り選考のうえ入学を許可することがある。

- 2 前項の再入学を許可するときは、退学前に修得した単位の全部又は一部を既に修得したものとして認めることがある。
- 3 再入学の場合の入学検定料は10,000円とし、その他の必要な手続は別に定める。

（転入学）

第29条 本学に転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り選考のうえ入学を許可することがある。

- 2 前項の転入学を許可するときは、本学に入学前に修得した単位の全部又は一部を既に修得したものとして認めることがある。
- 3 転入学の場合の入学検定料は30,000円とし、その他の必要な手続は別に定める。

（入学手続及び入学許可）

第30条 入学者選考の結果に基づき、合格通知を受けた者は、指定の期間内に入学料その他の学納金、および本学の指定する書類を提出しなければならない。

- 2 学長は前項に定める入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（保証人）

第31条 入学を許可された者は、保証人を定め、本学の指定する期間内に届出なければならない。

- 2 保証人に関する事項は、別に定める。

第32条 （削除）

第33条 (削除)

第34条 (削除)

(退学)

第35条 退学しようとする者は、退学を願い出て、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第36条 他の大学等への転学を希望する者は、転学を願い出て、学長の許可を得なければならない。

(休学)

第37条 疾病その他やむを得ない事情により3ヶ月以上修学することのできない者は、休学を願い出て、学長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学の期間)

第38条 休学の期間は1年をこえることができない。ただし特別の事由があると認められた者にあつては、引き続きさらに1年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して2年を超えることはできない。

3 休学の期間は在学期間に通算しない。

(復学)

第39条 休学期間満了のときまたは休学期間であってもその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第40条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第3条に規定する在学年限を超えた者
- (2) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者
- (3) 第42条、第62条及び第63条の8に規定する授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 休学の期間が満了し、復学の見込みのない者

## 第七章 授業料、入学金その他の費用

(入学金)

第41条 本学に入学を許可された者は、入学金として250,000円を納入しなければならない。

2 入学金の納入時期、納入方法等必要な事項は別に定める。

(授業料等学納金)

第42条 授業料は年額600,000円、教育充実費は年額290,000円とし、2期に分けて指定する期日までに納入しなければならない。

2 本学において特別の事情があると認められた者は、前項の規定にかかわらず月賦分納または延期を認めることがある。

(退学等の場合の授業料)

第43条 退学もしくは転学した者、除籍された者、退学を命ぜられた者または停学中の者は当該期の授業料及び教育充実費を納入しなければならない。



(休学の場合の授業料)

第44条 休学した者については次の算式により算定した授業料および教育充実費を免除することがある。

(授業料および教育充実費の年額合計) × (休学当月の翌月から休学終了の前月までの月数の1/12)

(その他の費用)

第45条 入学金、授業料のほか実習費その他教育に必要な費用を徴収することがある。

2 前項に規定する納入金の種類、全額納入に必要な手続等については別に定める。

(授業料等納入金の不還付)

第46条 既納の授業料等の納入金は理由の如何を問わず還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、入学を許可された者が所定の手続きにより、所定の期間内に入学辞退を申し出た場合、既納の授業料を返還する。

## 第八章 教職員組織

(職員及び教学事務組織)

第47条 本学に学長、教授、准教授、助教、助手及び、事務職員を置く。

2 前項のほか、副学長、学科長、講師、技術職員、その他必要な職員を置くことができる。

3 本学に客員教授、顧問教授、非常勤講師等を置くことができる。

4 本学に名誉教授を置くことができる。

5 その他、教学事務組織については別に定める。

(教職員の職務)

第48条 教職員の職務は学校教育法の定めるところによる。

## 第九章 教授会

(教授会)

第49条 本学に、教授会を置く。

(教授会の構成)

第50条 教授会は、学長及び教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会は、准教授、講師、助教その他の職員を構成員に加えることができる。

第51条 (削除)

第52条 (削除)

(教授会の役割)

第53条 教授会は、教育研究に関する事項を審議する。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前二号に掲げるもののほか、別に定める教育研究に関する重要な事項

- 3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(規程への委任)

第54条 その他教授会の組織及び運営に関し必要とする事項については別に定める。

## 第十章 (削除)

第55条 (削除)

第56条 (削除)

第57条 (削除)

第58条 (削除)

第59条 (削除)

第60条 (削除)

第61条 (削除)

第62条 (削除)

第63条 (削除)

## 第十章の二 留学生別科

(目的)

第63条の2 本学に留学生別科をおく。留学生別科は、本学の本科で十分に学習することができる程度の日本語能力を身に付けさせることと本科各学科に必要とされる基礎能力を養うことを目的とする。

(定員)

第63条の3 留学生別科の入学定員は次のとおりとする。  
入学定員 20名

(修業年限)

第63条の4 留学生別科の修業年限は1年とする。

2 学生は2年をこえて在学することはできない。

(入学資格)

第63条の5 留学生別科に入学できる者は、第26条に定める者で、かつ原則として本科または金城大学へ入学を希望する者とする。

(開設授業科目および単位数)

第63条の6 留学生別科において開設する授業科目および単位数は、別表4のとおりとする。

(修了認定)

第63条の7 留学生別科を修了するためには、1年以上在学し、別表4の定めるところにより32単位以上を修得しなければならない。

2 修了の要件を満たした者について、教授会の議を経て学長が修了を認定し、修了証書を授与する。

(入学検定料等の金額)

第63条の8 留学生別科の入学検定料、入学金、授業料の額は次のとおりとする。

入学検定料 30,000円

入 学 料 100,000円

授 業 料 500,000円

(その他)

第63条の9 留学生別科の学生に関し本章に定めるもの以外は、本学則の定めるところによる。

## 第十一章 科目等履修生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第64条 本学において開設する授業科目のうち、1科目または数科目を選んで履修を希望するものがあるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて選考のうえ科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生について必要な事項は別に定める。

(研究生)

第64条の2 短期大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者で、特定の専門事項について本学において研究することを志願する者があるときは、授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、研究上必要があると認める場合には、在学期間を更新することができる。

3 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第65条 外国人で本学に入学を希望する者は選考のうえ入学を許可する。

2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

## 第十二章 賞 罰

(表 彰)

第66条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長が表彰する。

(罰 則)

第67条 本学の学則若しくは諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、学長が懲戒する。

2 前項に規定する懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由なく出席常でない者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第十三章 大学の社会開放及び国際交流

(大学の社会開放と地域連携・貢献)

第68条 本学は、地域住民の文化と生活の向上並びに生涯学習の要望に応えるための公開講座や、地域の自治体・企業などと連携した事業を行うことができる。

2 前項に関して必要な事項は別に定める。

(国際交流)

第68条の2 本学は、教育研究上必要と認めた場合には、外国の大学および研究機関等との教育研究上の交流に関する協定を締結し、または交流事業を行うことができる。

2 前項に関して必要な事項は別に定める。

#### 第十四章 図書館

(図書館)

第69条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は別に定める。

#### 第十五章 厚生補導施設

第70条 (削除)

(厚生補導施設)

第71条 本学に厚生補導のための施設として、学生生活相談所、食堂等をおく。

2 学生生活相談所等の運営に関し必要な事項があるときには別に定める。

附 則

この学則は昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成2年4月1日から施行する。

ただし、第19条の規定は平成2年3月の卒業生から適用する。

附 則

1. この学則は平成3年4月1日から施行する。

2. 第2条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は次のとおりとする。

年度	平成3年度		平成4年度 ～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
美術学科	80人	130人	80人	160人	50人	130人
秘書学科	150人	250人	150人	300人	100人	250人

附 則

この学則は平成4年4月1日から施行する。

ただし、第19条2項の規定は平成4年4月の入学生から適用する。

附 則

この学則は平成5年4月1日から施行する。

ただし、第25条・第26条・第27条の規定及び新教育課程は、平成5年4月の入学生から適用する。

附 則

この学則は平成6年4月1日から施行する。

ただし、第18条・第19条の規定及び新教育課程は平成6年4月の入学生から適用する。

附 則

この学則は平成8年4月1日から施行する。

ただし、新教育課程は平成8年4月の入学生から適用する。

附 則

この学則は平成10年4月1日から施行する。

ただし、新教育課程は平成10年4月の入学生から適用する。

附 則

この学則は平成11年4月1日から施行する。

ただし、新教育課程は平成11年4月の入学生から適用する。

附 則

- この学則は平成12年4月1日から施行する。ただし、新教育課程は平成12年4月の入学生から適用する。
- 第2条に規定する学生定員は、平成16年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
美術 学科	80人	160人	74人	154人	74人	148人	68人	142人	65人	133人
秘書 学科	144人	294人	144人	288人	138人	282人	138人	276人	135人	273人

附 則

- この学則は平成13年4月1日から施行する。ただし、平成12年度までの入学生には、入学時の学則を適用する。
- 変更前学則の附則第2項の表中、「秘書学科」とあるのは「ビジネス実務学科」とする。

附 則

この学則は平成13年10月1日から施行する。

附 則

この学則は平成14年4月1日から施行する。ただし、平成13年度までの入学生には、入学時の学則を適用する。

附 則

- この学則は平成15年4月1日から施行する。ただし、平成14年度までの入学生には、入学時の学則を適用する。

- 第2条に規定する学生定員は、平成16年度までの間は次のとおりとする。

年 度 学 科	平成15年度		平成16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
美術学科	68人	142人	65人	133人
ビジネス実務学科	138人	276人	135人	273人

附 則

この学則は平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度までの入学生には、入学時の学則を適用する。

附 則

この学則は平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度までの入学生には、入学時の学則を適用する。

附 則

この学則は平成18年3月1日から施行する。

附 則

この学則は平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度までの入学生には、入学時の学則を適用する。

附 則

この学則は平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度までの入学生には、第八章教職員、第九章教授会の規定を除き、入学時の学則を適用する。

附 則

この学則は平成20年4月1日から施行する。ただし、平成19年度までの入学生には、入学時の学則を適用する。

附 則

この学則は平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度までの入学生には、入学時の学則を適用する。

附 則

この学則は平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度までの入学生には、入学時の学則を適用する。

附 則

この学則は平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度までの入学生には、入学時の学則を適用する。

附 則

この学則は平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度までの入学生には、入学時の学則を適用する。

附 則

この学則は平成25年4月1日から施行する。

2 平成24年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、教授会の議を経て学長が別に定めるものとする。

附 則

この学則は平成26年4月1日から施行する。

2 平成25年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、教授会の議を経て学長が別に定めるものとする。

附 則

この学則は平成27年4月1日から施行する。

2 平成26年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、教授会の議を経て学長が別に定めるものとする。

附 則

この学則は平成28年4月1日から施行する。

2 平成27年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、学長が別に定めるものとする。

附 則

この学則は平成29年4月1日から施行する。

2 平成28年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、学長が別に定めるものとする。

附 則

この学則は平成30年4月1日から施行する。

2 平成29年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、学長が別に定めるものとする。

附 則

この学則は平成31年4月1日から施行する。

2 平成30年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、学長が別に定めるものとする。

附 則

1 この学則は令和2年4月1日から施行する。

2 平成31年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、学長が別に定めるものとする。

附 則

1 この学則は令和3年4月1日から施行する。

2 令和2年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、学長が別に定めるものとする。

附 則

1 この学則は令和4年4月1日から施行する。

2 令和2年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、学長が別に定めるものとする。